文化審議会

令和4年1月

文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興 及び博物館による社会教育の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

美術品補償制度部会

専門調査会

展覧会における美術品損害の補償に関する事項の調査審議

世界文化遺産部会

世界遺産条約実施に関する事項の調査審議

無形文化遺産部会

・無形文化遺産保護条約の実施に関する事項の調査審議

博物館部会

博物館の振興に関する事項の調査審議

文 化 経 済 部 会

・文化と経済の好循環に関する調査審議

国 語 分 科 会

国語の改善及びその普及に関する事項 の調査審議等

著 作 権 分 科 会

•著作権制度に関する重要事項の調 **査審議等**

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重 要事項の調査審議等

国語課題小委員会

国語に関すること

日本語教育小委員会

・外国人に対する日本語教育に関すること

基本政策小委員会

著作権関連施策に係る基本的問題等に関すること

法制度小委員会

•著作権法制度の在り方等に関すること

国際小委員会

国際的ルール作りへの対応等に関すること

使用料部会

・ 著作物の利用に係る裁定等に関すること

第一専門調査会

・美術工芸品に関すること

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関すること

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関すること

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関すること

第五専門調査会

・民俗文化財に関すること

第六専門調査会

・生活文化(食文化を含む)に関すること

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理

第22期文化審議会委員名簿

(令和4年4月1日現在)

井上由里子 一橋大学大学院教授

भूभू शिक्ष まさみ 北海学園大学開発研究所特別研究員

かわしま のぶこ 同志社大学教授

河野 康子 一般財団法人日本消費者協会理事

佐藤 信 東京大学名誉教授,横浜市歴史博物館長,くまもと文学・歴史館長

Lまたに ひろゆき 島谷 弘幸 国立文化財機構理事長,九州国立博物館長

Lまだ のりこ 島田 徳子 武蔵野大学グローバル学部教授

中江 有里 俳優,作家

西岡 陽子 大阪芸術大学教授

ょり 浜田 麻里 京都教育大学教授

藤井 恵介 東京大学名誉教授

まった あきら 松田 陽 東京大学准教授

みゃざき のりこ 宮崎 法子 実践女子大学教授

たなべ としゅき 作曲家,一般社団法人日本音楽著作権協会理事,洗足学園音楽大学客員教授

※任期は令和4年4月1日~令和5年3月31日の1年間 ※文化功労者選考分科会分属の委員は除く

文化審議会概要

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で,国語審議会,著作権審議会,文化財保護審議会,文化功労 者選考審査会の機能を整理・統合して,平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて,文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し,文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 文化芸術基本法,展覧会における美術品損害の補償に関する法律,著作権法,文化財保護法,文化功労者年金法等の規定に基づき,審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構成

- (1) 委員 30 人以内, 任期 1 年(再任可)
- (2) 次の4つの分科会を設置する。

名 称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
会	
文化財分科	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議するこ
会	と
文化功労者	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項
選考分科会	を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会に、必要に応じて部会を設置する。

4. 最近の主な答申

- ○「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)について」(平成27年4月16日)
- ○「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」(平成28年11月17日)
- ○「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について(第一次答申)」(平成29年12月8日)
- ○「文化芸術推進基本計画(第1期)について」(平成30年2月16日)
- ○「授業目的公衆送信補償金の額の認可について」(令和2年12月)
- ○「博物館法制度の今後の在り方について」(令和3年12月)

文化審議会関係法令

文部科学省設置法 (平成十 年法律第九十六号)

- 又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審る重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。のを除く。)に関する重要事項(第三号に規定するものを除く。)を調査審議す又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興(学術及び議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 るス こポ と。ツ
- \equiv 議 するこ
- 五四
- 3 2
- 項

3 \mathcal{O} 規文文 定化化附 によりその審議会ので の権限に属ない、第二十一なの所掌事務のは (せられ)特例) れ定 た事で 事項を処理する。 っさどる ほ カン 当 分 0 間 文 化 財 保護法附 則第四条第一 項

0 文化審議 会令 伞 成十二年政令 第二百八

- くことができる。
- 3 2 第 審議会に、専門の一条 文化審議会 (組織) のの(事事以 ·項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことが·項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くこN下「審議会」という。) は、委員三十人以内で組織する。

命

- 3 2 第 専門委員は、 ニ条 委員は、 二条 委員は、 当当学 該該識 専特経 門別験 ののの 事事あ項項る にに者 関関の ししう 学学ち 識識か 経経ら 験験 のの文 ああ部 める者のうち.
 のる者のうち. かか任 らられ 文文る。部部 科科 学大大 臣臣 がが 任任 命命 すす á á

- 補 欠 \mathcal{O} 委員 \mathcal{O} 任 期 は 前 任 者 \mathcal{O} 残任 期 簡
- 3 2 第
- とす のれは の者の任命に係る当該はれることができる。ただしい、一年とする。ただし 特 别 \mathcal{O} 事項に関 す る 調 査審 議が 終了 たときは、 解任さ れ 3 $\bar{\mathcal{O}}$
- 4 る 専門 は、 そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 任命 に係る当該 事門 \mathcal{O} 事項 に 関 す る 調 査 が 終了 たとき は、 解任され ŧ \mathcal{O}
- 5 委員、 ·委員! 及 てド 専 門委員 は、 常 勤 とす

四条 宝宝 ŋ 選任 す

- 3 2 第
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長は、会務を総理し、審議会を代表条 審議会に、会長を置き、委員の互 その指記である。 名 す る委員が そ \mathcal{O} 職務を代 ,理す

第の五へ のうち、それぞれユ条 審議会に、(分科会) れ 同次 表の の表 下の に欄 掲に げるが るとおりとする。 き れ 5 \mathcal{O} 分科 : 会の 所掌事務は、 審議会の所掌事務

名	
称	
所掌	
事	
務	

国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
者作権分科会	理すること。 非孫代権の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要
文化財分科会	定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百五十三条の規一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。
文化功労者選考分科会	定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十五号)第二条第二項の規

が指 名 「する

文

文

玉

著作権分

そ 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができの職務を代理する。の職務を代理する。分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。の職務を代理する。というの職務を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣、前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣、 じめ指名する者

6 できる

2 第

((分科会に置かれ)部会を置くことが) れる部会にあってきる。 つ 7 は、 分科 :会長)

委員 \hat{o} うち カン 5 部会長が あ 5 か じ 8 指 名す

ろにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。第六条 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項におって、の長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員の事務を掌理する。お告に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務を代理する。る者が、その職務をところにより、部会を置くこ第六条 審議会の議決をもって審議会の議決とすることができる。 6 頃に お V て 同 υ°. は そ \mathcal{O} 定 \Diamond る

第七条 塞 3 前二項の規定は、分科会及び部のときは、会長の決するところに2 審議会の議事は、委員及び議事ことができない。 に 関 係 0 あ る 臨時委員 \hat{o} 過半数が 出 席 L な け ħ ば、 会議 を開 き、 議 決 する

2 部に事 会ので 。係 \mathcal{O} あ る臨時 `委員で会議に 出 席 L たも \mathcal{O} \mathcal{O} 過半数で決 Ļ 可 否 同 数

3 議事 に 0 11 て 準 甪 す

第

料八 料の提出、意見の問人条を審議会は、この資料の提出等の要 の開味、製造の所が の所は での所は 説掌 明事 そ務 の他必行 要す な協っるた 力め を必 求めが ることができる。 関係行政機関 0 長 対 L 資

第 は財の九へ は文部科学省大臣官房人財分科会に係るものにつのについては文化庁国語九条「審議会の庶務は、(庶務) 人つ語 事い課文 課てに化 にはお庁 お文い企 化で方で調 処文 整理 化作課 性する。 化財第一課におい 作権分科会に係る において総括し いて、文になるものに 化つい理 労てす ガ者選考分科会に係るなては文化庁著作権課におする。ただし、国語分科 もお科 のい会にてに のに、、に、係る い文化

に千 (雑則) てこ 定の め政 る令 。に 定 8 る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 議事 \mathcal{O} 手続そ \mathcal{O} 他審 議 会 \mathcal{O} 運 営に 関 必 要な事項 は、 会長が審 議

2 1 二項の規定により審議会の権限文化財分科会は、第五条第一この政令は、平成十三年一月附 則 権第一月 に属させられた事項を処理する。項に定める事務をつかさどるほ六日から施行する。 か 当分 0 閴 文化財保護法 附 則第四 条第

〇文化審議会運営規則

(平成二十三年六月 _ 日 文化審議会決定)

に 定文 とめる。 (平成十二年政令第二百八十一号) 第十条の規定に基づき、 文化審議会運営規則を次 のよう

化審議会令(以下界一条 文化審議会(総則) 「令」という。)「(以下「審議会」 に定めるものという。) $\mathcal{O}\mathcal{O}$ の議 ほ事かの この規が手続その)則の定めるところによる。)他審議会の運営に関し必要な事項 は、 文

議とすることができる。 営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、2 前項の場合において、会長は、審議会の会議を開く、暇がなく、合議によらないことをもっ第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。 (会議の招集等) 、持ち回り審って審議会の運

審議会が必要と認めそれぞれ同表の下欄

- 3 て分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にいては、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。のほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、 そ れぞれ審議
 - 4 会長にその議決 の内
- 5 分科会の 議事の 手続その他 分科会の運営に必要な事項は、 分科会長が 分科

- (部会) 第四条 部会の名称及 第四条 部会の会議は、必 て定める。 2 部会の会議は、必 で定める。 で。)が審議会 部会の名称及びE (分科会に置)所掌事務は、 置 かれ長 なる部会にあっては(分科会に置え てか はれる 分科会。 あ 以下て こは Ø ` 条分 元において て 同以 じっこ \mathcal{O} に条に つお
 - き部
- の規定必要に に応じ、に o、審議会があらか 配会長が招集する。 からか じめ定める事項に 0 11 て は、 部会の議決をも 0 て審議

- 諮って定める。 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営告しなければならない。 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、 速やかに、会長にその議決の内容を報
- 5 部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が部会に

- (会議の公開) 第五条 審議会の議事は公第五条 審議会の会議の公開の 公開し って行う。 ただし、 特別の事情により審議会が必要と認めるときは、 この限り
- の公開の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、 別に会長が審議会に諮って

が審議会に諮って定める。第六条 この規則に定めるもの(雑則) \mathcal{O} ほ か、 審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長

7一条 この規則は (施行期日) 附 則

は、 審議会の決定の日 (平成二十三年六月一 旦 から施行する。

文化審議会の会議の公開について

(平成23年 6月1日文化審議会決定) (平成30年10月1日文化審議会改定)

文化審議会の会議の公開については、文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化 審議会決定)第5条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

(会議の公開)

- 1. 会議は、次に掲げる案件を審議する場合を除き、公開して行う。
- (1) 会長の選任その他人事に係る案件
- (2) 文部科学省設置法(平成11年法律第96号)第21条第1項第5号に掲げる事項に関する案件(ただし,文化芸術基本法第7条第3項に係る案件を除く。)
- (3)上記のほか、会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
- 2.会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。)までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

(会議の傍聴)

- 3.会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁(以下「事務局」という。)の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付けの順序に従って事務局が許可する人数とする。
- 4. 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 5. 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 6. 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為を してはならない。
- 7. 会長は、登録傍聴人が前二項の規定に反する行為をした場合には、当該登録傍聴人に対して退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

8.会議資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

- 9. 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 10. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(その他)

11. このほか、本審議会に置かれる分科会及び部会における議事の公開については、 各分科会及び部会において決定するものとする。